

日下小 いじめ防止基本方針

夢に向かって ともに歩み 未来を拓く 日下小



徳

「なかよく つよく のびゆく子」
を育てます。

○物事の善悪を判断してルールや礼儀 を大切にし、自分と
同じように相手 を尊重できるようにします。

知

「考えて よく励み やりぬく子」
を育てます。

○自ら課題をもってねばり強く解決し、自分の意
志と判断で行動できるようにします。

体

「健康な肩を組み
互いのいのちと体を大切にする子」
を育てます。

○心と体の健康に関心を持ち、互いの命を大切にし
自ら進んで健康・体力作りができるようにします。

公

「自立の意気を見せ 日本の明日を 担う子」
を育てます。

○学級や学校、まちや横浜を大切にし、自分ができるこ
とを考え、実践できるようにします。

開

○様々な人とのコミュニケーションを通じて、社会への
視野を広げることができるようにします。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめを防止するための基本的な方向性

・学校教育目標

知 「なかよく つよく のびゆく子」

物事の善悪を判断してルールや礼儀を大切にし、自分と同じように相手を尊重できるようにします。

徳 「考えて よく励み やりぬく子」

自ら課題をもってねばり強く解決し、自分の意志と判断で行動できるようにします。

体 「健康な肩を組み 互いのいのちと 体を大切にする子」

心と体の健康に関心を持ち、互いのいのちを大切にし自ら進んで健康・体力作りができるようにします。

公・開 「自立の意気を見せ 日本の明日を 担う子」

学級や学校。まちや横浜を大切にし、自分ができることを考え、実践できるようにします。

様々な人とのコミュニケーションを通じて、社会への視野を広げることができるようにします。

ひ とにやさしく し んぼう強く た のしく学ぶ子 の

は

早寝 早起き 朝ご飯

基本的な生活習慣を身に付ける

あ

あいさつが 明るくできる子

と

友だちと仲よく

コミュニケーション能力の育成

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織

① 組織の構成

構成員・・・校長・副校長・教務主任・主幹教諭・児童支援専任・養護教諭・各学年より児童指導部会担当者を主として構成する。

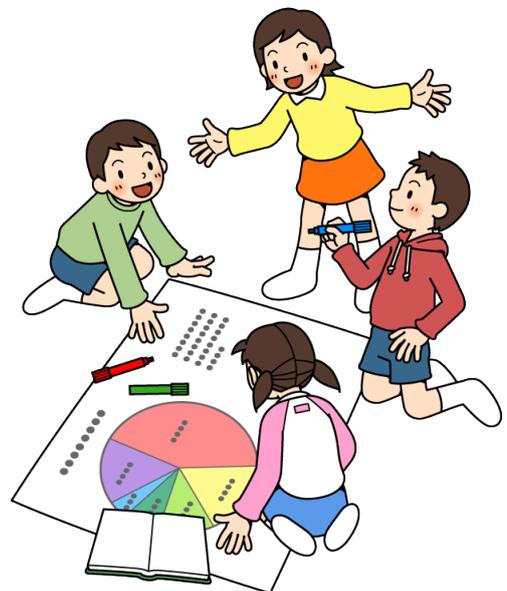
必要に応じて心理や福祉の専門家(学校カウンセラー等)の参加を求める。

② 組織の役割

いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。

- ・いじめに関する情報収集・記録。
- ・対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事案が発生した場合は、その調査を行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。



③ 年間計画

	児童	職員・保護者・地域連携
4月	児童理解の引き継ぎ 懇談会・家庭訪問の実施 (家庭での様子や問題等の共有)	「いじめ防止基本方針」を全教職員に 周知 個別支援学級と交流級情報交換 学校説明会 第1回幼保小接続期研修会
5月	スポーツテスト(身体面、体力面等の 観察・把握)	運動会
6月	こんなことあるかなアンケート(クラ スでの居場所・交友関係等の把握)	学級懇談会 小中情報交換会
7月		個人面談・地区懇談会 地域パトロール 幼保小教育連携研修会(2回)
9月	ふり返しカード(前期の学習面・生活 面での個人のふり返し)	学級懇談会
10月	日下っ子スマイルアンケート (各学級での成長や課題等についての ふり返し)	オープンスクールウィーク 第2回幼保小接続期研修会
11月		学校評価アンケート(保護者向け)
12月	人権週間とふり返し いじめ防止啓発月間(いじめ解決一斉 キャンペーンの実施)	日下っ子オープンスクールデー
1月		小中連携事業 第3回幼保小接続期研修会 教育フォーラム
3月	ふり返しカード(後期での学習・生活 面での個人のふり返し)	学級懇談会 スタートカリキュラム研修会

※週1回、打ち合わせで児童に関する連絡・報告の時間を設ける。

(要配慮児童・問題行動等の情報の共有)

※月2回、学校カウンセラーによる教育相談を行う。



3 いじめ防止及び、早期発見のための取組

① いじめの防止

- ・授業づくり、集団づくり
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
- ・ペア活動や委員会活動等の充実
- ・子どもたちの主体的な取り組み(日下っ子会議等)への支援
- ・『子ども社会的スキル横浜プログラム』を活用した体験活動の充実

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
- ・日下っ子スマイルアンケートの実施・分析
- ・定期的なアンケート・全市一斉アンケートの実施
- ・インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラルの推進

③ いじめに対する措置

- ・組織的対応の徹底(いじめ防止対策委員会)
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童への指導および保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

④ 研修等の実施

- ・児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・要配慮児童に関する情報の共有



⑤ 地域・外部機関との連携

- ・小中一貫教育推進での情報交換
- ・地区懇談会や学校家庭地域連携事業での、地域の方々、保護者、小中教職員での情報交換、懇談
- ・児童相談所・警察・少年保護センター等との、子どもたちの健全育成のための連携
- ・地区パトロールでの、子どもたちにとって安全・安心なまちづくり・地域の様子の把握

4 重大事態への対処

① 報告

「横浜市基本方針」に沿って対処する。
重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

② 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、速やかに対処するとともに、再発防止も視点において「調査」を実施する。に入れた調査を行う。調査結果を教育委員会に報告する。

③ 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

必要があると認められた際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。



平成26年3月6日策定